

陸 送 約 款

令和4年8月1日施行

株式会社陸送ネット

第1条（本約款の適用範囲）

本約款は、株式会社陸送ネット（以下「当社」といいます。）が提供する陸送サービス（以下「本サービス」といいます）の契約（以下「陸送契約」といいます。）に適用され、本約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

第2条（陸送契約）

1 本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本約款に基づき、当社に対して車両の「車種」「登録番号および車体番号」「改造の有無及び内容」「自走の可否」「不具合の箇所」「引渡し場所」その他陸送に必要な事項を明示して、所定の申込書の提出その他当社所定の方法により、申込みをするものとします。

2 次の各号に掲げる者は、陸送契約の締結をお断りさせていただきます。

(1) 過去に本約款又は本サービスの利用契約に違反したこと又は契約解除されたことがある者

(2) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）

(3) 次の関係を有する者

ア 反社会的勢力がその経営を支配していると認められる関係

イ 反社会的勢力がその経営に実質的に関与していると認められる関係

ウ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

エ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

オ 反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係

(4) 前各号のほか当社が不適当と認める者

3 当社が第1項の申込みの審査をするために必要な資料の提供を申込者に求めたときは、申込者はこれに応じるものとします。

4 当社が申込者に見積り金額を提示した後、申込者から第1項の申込みを受けた時点で、申込者と当社の間で陸送契約が成立するものとします（以下、申込者を契約成立後は、「契約者」といいます。）。

5 陸送の料金は原則として当社が提示した見積り金額とします。

但し、車両引取後、当該車両の種類、性質及び状態等が契約者の申告した内容と異なることが判明した場合、車両を陸送するに際して重要となる事情を契約者が申告していなかったことが判明した場合その他当社が見積り金額算出の基礎とした事情が事実と異なることが判明した場合であって、その事実誤認等につき当社の責めに帰すべき事由がない場合には、当社は料金を変更できるものとします。

6 当社が前項により料金を変更し、契約者に追加料金の請求をした場合には、契約者が追加料金を支払うまでの間、当社は債務不履行責任を負うことなく車両の陸送を中断できるものとし、その間生じた保管費用等は契約者の負担とします。

7 陸送契約が成立した後、契約者が自己都合により契約を解除した場合には、契約者は解除の時期に応じて次の各号の金額の解除手数料を負担するものとします。

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 車両引取予定日の前々日の解除 | 料金の 20% |
| (2) 車両引取予定日の前日の解除 | 料金の 50% |
| (3) 車両引取予定日の当日の解除 | 料金の 100% |

第3条（料金の支払い）

- 1 契約者は、当社から通知された金額を、車両引取予定日の5営業日前までに、当社の指定する銀行口座に振り込む方法にて支払うものとします（振込手数料は契約者の負担とします）。なお、お振り込み明細書をもって領収書の発行に代えることとします。
- 2 前項の期限までに入金を確認できない場合は、車両引取りを延期するものとします。

第4条（陸送の方法）

- 1 陸送の手段や順路の選択等の陸送の方法については当社の裁量に委ねられるものとし、契約者に損害が生じる場合を除き、契約者への通知を要せず事後的に陸送の方法を変更することができるものとします。
- 2 陸送方法の変更により契約者に損害が生じる場合であっても、変更がやむをえない場合には、契約者に通知すれば陸送方法を変更できるものとします。陸送方法の変更により契約者に損害が発生した場合には、変更がやむをえなくなったことにつき当社の責めに帰すべき事由がある場合に限り、その損害を賠償するものとします。
- 3 天候の影響、道路事情等により、当社が指定された時間に遅延して納車先に到着した場合には、当社は、故意又は重過失のある場合に限り、契約者に対し、遅延によって生じた損害を賠償する責任を負うこととします。

第5条（車両の引取り）

- 1 契約者は、当社が陸送の対象とされた車両を引き取るまでに、当該車両内の金銭、有価証券、宝石、絵画、CD、DVD、書籍及び固定されていない機器（取り外し可能なカーナビゲーションシステム等）その他物品を撤去するものとし、撤去されていなかった物品については、当社は滅失毀損等の責任を負いません。
- 2 当社は、次の各号に該当する場合には、車両の引取り及び陸送を拒否し、並びに契約を解除できるものとします。
 - (1) 当該陸送の申し込みが、本約款によらないものであるとき
 - (2) 契約者が、第2条第1項に規定する事項を明らかにしなかったとき、または虚偽の申告を行なったとき
 - (3) 当該陸送に関し、契約者から特別の負担を求められたとき
 - (4) 当該陸送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
 - (5) 天災その他やむを得ない事由により陸送の実施が困難であると当社が判断したとき

第6条（車両の引渡し）

次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者への車両引渡しをもって、車両引渡し債務の履行とみなします。

- (1) 契約者の指定した受取人が、納車先として指定された場所に不在の場合
納車先として指定された場所における同居者、従業員又はこれらに準ずる者
- (2) 船舶、港、ターミナル、寄宿舍、旅館等が納車先として指定されている場合
納車先として指定された場所における管理者、従業員又はこれらに準ずる者

第7条（引取不能時及び引渡不能時の費用負担）

- 1 当社が契約者の申込内容に基づき車両の引取りを行おうとしたとき、当社の責めに帰することができない事由により引取りが不能となった場合には、当社が要した費用は契約者の負担とします。
- 2 当社が契約者の申込内容に基づき車両の引渡しを行おうとしたとき、当社の責めに帰することができない事由により引渡しが不能となった場合には、当社が要した費用は契約者の負担とします。

第8条（受取拒否等により引渡しができない場合の取扱い）

- 1 納車先が車両の受取りをしなかったために引渡しができない場合であっても、納車先が契約者であるか契約者の指定する第三者であるかを問わず、料金は発生します。
- 2 前項の場合、当社は当該車両を当社又は当社の指定する保管場所に持ち帰り保管するものとし、当社は契約者に対し保管場所への輸送費用、保管費用その他納車先が受取りをしないことにより生じた費用を請求することができるものとします。
- 3 契約者が自己以外の第三者を納車先として指定していた場合、当社は契約者に、納車先が受取りをしない旨を通知し、契約者は当社の指定する場所及び日時において、前項の費用の支払いと引換えに当該車両の返還を受けるものとします。
- 4 当社が前項に定める通知を行い、1ヶ月経過後も契約者が当該車両を引き取らない場合には、当社は契約者への通知や承諾を要することなく、当社の定める方法、時期、金額にて当該車両を処分できるものとします。当該車両の処分に際し費用が発生した場合には、その費用は契約者の負担とします。

第9条（注意義務）

- 1 当社は、当該車両を納車先に引き渡すまでの間、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。当社が陸送の安全を確保するために必要と判断した場合には、契約者に通知することなく付属物の取り外し等、必要な措置をとることができるものとします。
- 2 納車先が指定された時期に受取りをしなかった場合、自己のものと同一の注意を持って管理すれば、足りるものとします。

第10条（契約の解除）

- 1 契約者が次の号のいずれかに該当した場合には、当社は、何らの催告を要することなく契約を解除することができるものとします。この場合、当社の契約者に対する損害賠償の

請求を妨げないものとします。

- (1) 本約款に違反する行為をしたとき（第3号に掲げる場合を除く）
 - (2) 第2条第2項各号に該当したとき
 - (3) 契約者が第2条第5項本文に規定する料金を期限を5営業日経過しても料金の支払をしないとき
 - (4) 当社が第2条第5項ただし書きに基づき料金の変更をした後、同条第6項の請求をしたにもかかわらず、5日間経過しても追加料金の支払いがないとき
- 2 前項に規定する場合、契約者が当社に対して負担する一切の債務についてその期限の利益を喪失するものとします。

第11条（当社の損害賠償責任）

- 1 当社は、故意又は重大な過失がある場合に限り、陸送契約に起因又は関連して契約者が被った損害を賠償する責任を負います。
- 2 車両が毀損滅失した場合の賠償金額は、当社が契約する損害保険会社の査定に基づき算定するものとします。

第12条（賠償に基づく権利取得）

当社が車両の全部の価値を賠償したときは、当社は、当該車両に関する一切の権利を取得します。

第13条（当社の責任の消滅事由）

当社が負う車両の毀損滅失についての責任は、納車先が留保しないで当該車両を受け取ったときは消滅します。但し、毀損滅失が直ちに発見することのできないものであった場合において当該車両の引渡しの日から2週間以内に当社に対してその通知を発したとき及び当社が毀損滅失につき悪意であったときはこの限りではありません。

第14条（契約者の損害賠償責任等）

- 1 契約者は、車両の陸送において当該車両への貴重品（金銭、有価証券、宝石、絵画、CD、DVD、書籍等）、経済的価値を持つ物、重要書類等の壊れやすい物、車載品（ナビ・ETC装置等）、マフラー、アルミホイール等の自動車部品、動植物、爆発・発火その他陸送上の危険を生ずるおそれのある危険物等の積載物の搭載はしないものとし、引取予定日まで撤去するものとします。
- 2 契約者は、前項その他本約款の条項に違反して当社又はその他の第三者に損害を与えたときは、これを賠償する責任を負います。
- 3 契約者は、その責めに帰すべき事由により本約款に基づく陸送契約に起因又は関連して当社又はその他第三者に損害を与えたときは、これを賠償する責任を負います。

第15条（誠実協議条項）

本約款に定めのない事項及び本約款の内容の解釈につき相違のある事項については、本

約款の趣旨に従い、両当事者間で誠実に協議の上、これを解決するものとします。

第 16 条（準拠法）

本約款は、日本法に基づき解釈されるものとします。

第 17 条（合意管轄裁判所）

本約款および本サービスに関する一切の紛争については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を専属的な管轄裁判所とします。

第 18 条（本約款の変更）

当社は、本約款を変更することができます。本約款を変更する場合、当社は、当社の本店及び支店並びに当社のウェブサイトにて本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を告知します。

令和 4 年 8 月 1 日

株式会社陸送ネット
京都府宇治市槇島町南落合 106